

松山市長 野 志 克 仁

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例をここに公布する。

記

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化、市民の宗教的感情への適合及び周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(用語)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営者)

第 3 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人（以下単に「宗教法人」という。）であって、主たる事務所を市内に有し、かつ、当該事務所を拠点として同法に基づく登記をした日から起算して第 12 条第 1 項の墓地等設置事前協議書を提出する日までの間に 3 年以上宗教活動を行っているもの

(3) 法第 11 条の規定により新設又は変更の許可があったとみなされる者

(宗教法人が経営する墓地等の規模等)

第 4 条 宗教法人が法第 10 条第 1 項に規定する経営の許可（以下「経営の許可」という。）を受けようとするときは、当該許可に係る墓地等は、適正な管理をすることができる規模であり、かつ、経営に係る収支の見込みが適正でなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

第5条 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、災害時において緊急に墓地を設置することが必要と市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。以下同じ。）であること。
- (2) 埋葬を行う墓地にあつては、住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から200メートル以上離れた場所であること。
- (3) 埋葬を行う墓地にあつては、飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。

（墓地の構造設備の基準）

第6条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。
- (2) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。
- (3) 通路は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。

（納骨堂の設置場所の基準）

第7条 宗教法人が経営する納骨堂の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自己所有地であること。
- (2) 宗教法人法第3条に規定する境内地（同条第2号に該当する土地に限る。）又は墓地の区域内であること。

（納骨堂の構造設備の基準）

第8条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 納骨堂の敷地の境界に、障壁、生垣等を設けること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (3) 出入口は、施錠できる構造とすること。
- (4) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。

（火葬場の設置場所の基準）

第9条 宗教法人が経営する火葬場の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自己所有地であること。
- (2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から400メートル以上離れた場所であること。

(3) 飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。

(火葬場の構造設備の基準)

第10条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 火葬場の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。

(2) 規則で定める大気汚染、悪臭及び騒音に係る基準に適合する火葬設備を設けること。

(3) 管理事務所、待合所、霊安室、駐車場、給排水設備及び便所を設けること。

(墓地等の構造設備の基準の特例)

第11条 第6条、第8条及び前条の規定にかかわらず、土地の状況その他特別な事由により支障がないと市長が認めるときは、墓地等の構造設備は、これらの規定に定める基準によらないことができる。

(事前協議)

第12条 経営の許可を申請しようとする者（以下この条及び次条において「申請予定者」という。）は、規則で定める墓地等設置事前協議書を市長に提出し、当該墓地等の設置に関する計画（以下「墓地等の計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

2 前項の墓地等設置事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請の理由を記載した書類

(2) 墓地等の付近の略図

(3) 墓地等の設計図

(4) 申請地及び隣接地の公図の写し

(5) 申請地及び隣接地の登記事項証明書

(6) 申請予定者が宗教法人であるときは、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び宗教法人法第14条第4項に規定する認証した旨を附記した規則の写し

(7) 申請予定者が宗教法人であるときは、印鑑証明書

(8) 申請予定者が宗教法人であるときは、当該宗教法人の規則の目的を達するために行った直近3年間の活動の内容を明らかにした書類

(9) 第14条第1項の説明会の開催又は個別の説明若しくは通知の計画を記載した書類

(10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による墓地等設置事前協議書の提出があったときは、申請予定

者に対し、随時必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置)

第13条 前条第1項の規定による墓地等設置事前協議書の提出をした申請予定者（以下「協議者」という。）は、当該墓地等の計画の周知を図るため、第16条第1項の規定による墓地等経営許可申請書の提出をする日の90日以前から第21条の規定による工事完了届の提出をする日までの間、当該計画に係る土地の外部から見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 協議者は、前項の標識を設置したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 協議者は、第1項の標識が風雨等により破損し、若しくは倒壊し、又は標識の記載事項の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を修復し、又は記載事項を変更しなければならない。

(説明会の開催等)

第14条 協議者は、当該墓地等の敷地に隣接する土地の所有者及び墓地若しくは納骨堂の敷地から200メートル未満若しくは火葬場から400メートル未満の距離に建築物を所有し、又は管理している者（以下「近隣住民等」という。）に対し、説明会の開催又は個別の説明若しくは通知により当該墓地等の計画の概要を説明しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の個別の説明又は通知を行った協議者は、近隣住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会の開催により墓地等の計画の概要を説明しなければならない。

3 第1項の説明会の開催又は個別の説明若しくは通知は、第16条第1項の規定による墓地等経営許可申請書の提出の日の60日以前に行わなければならない。

4 協議者は、説明会の開催又は個別の説明若しくは通知を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(協議者の責務)

第15条 協議者は、当該墓地等の計画について、近隣住民等から規則で定める事項について協議の申出があったときは、これに誠実に応じるよう努めなければならない。

2 協議者は、前項の協議を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(経営の許可の申請等)

第16条 経営の許可を申請する協議者（以下「経営申請者」という。）は、墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資金計画書
- (2) 経営計画の収支見込書
- (3) 経営申請者が宗教法人であるときは、申請時までの直近3年間の財務状況が確認できる書類
- (4) 経営申請者が宗教法人であるときは、申請することを議決したときの議事録の写し
- (5) 経営申請者が宗教法人であって、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは、承認書の写し
- (6) 墓地等使用契約約款その他これに相当するもの
- (7) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (8) 近隣住民等から提出された意見及びその対応を記載したもの
- (9) 第12条第2項に掲げる書類で変更があるもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 経営申請者が当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れるときは、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関から借り入れなければならない。

（変更の許可の申請）

第17条 法第10条第2項に規定する変更の許可（墓地等の規模を拡大するものを除く。以下「変更の許可」という。）の申請をしようとする者（以下「変更申請者」という。）は、墓地等変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等変更許可申請書には、前条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、墓地等の規模を縮小するもの又は変更内容が著しく軽微なものについては、書類の一部を省略することができる。

（廃止の許可の申請）

第18条 法第10条第2項に規定する廃止の許可を申請しようとする者（次項において「廃止申請者」という。）は、墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 廃止の理由を記載した書類
- (2) 墓地等の付近の略図
- (3) 申請地の公図の写し

(4) 申請地の登記事項証明書

(5) 廃止申請者が宗教法人であるときは、申請することを議決したときの議事録の写し

(6) 廃止申請者が宗教法人であるときは、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び宗教法人法第14条第4項に規定する認証した旨を附記した規則の写し

(7) 廃止申請者が宗教法人であって、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは、承認書の写し

(8) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び焼骨の埋蔵のない事実を証明する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(経営の許可等)

第19条 市長は、第3条から第11条までに規定する要件及び基準に適合し、かつ、第13条第2項、第14条第4項及び第15条第2項に規定する報告並びに第16条に規定する申請等の内容が適切であると認めたときでなければ経営の許可をしてはならず、第17条に規定する申請等の内容が適切であると認めたときでなければ変更の許可をしてはならない。

2 市長は、経営の許可又は変更の許可をするに当たり、経営申請者又は変更申請者の経営の安定及び適正な管理を確保する実質的能力の有無を判断するため必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

3 市長は、経営の許可又は変更の許可をするときは、墓地等の適正な管理及び安定的かつ永続的な経営並びに公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

4 市長は、経営の許可又は変更の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可書を交付するものとする。

(工事着手届)

第20条 経営の許可又は変更の許可を受けた者（以下「経営者」という。）は、当該墓地等の設置等に係る工事（以下単に「工事」という。）に着手しようとするときは、工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工事完了届)

第21条 墓地等の経営者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

(工事完了検査済証)

第22条 市長は、前条の工事完了届の提出を受けた場合は検査を行い、第6条、第8条若しくは第10条に規定する基準に適合していると認めるとき又はこれらの基準に照らして第11条の規定により土地の状況その他特別な事由により支障がないと認めるときは、工事完了検査済証を交付するものとする。

2 墓地等の経営者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第23条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、墓地又は火葬場の概要が分かる書類を添付して、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(経営者の責務)

第24条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等の区域等の清潔を保持すること。

(2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。

2 墓地等の経営者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 墓地等の経営者は、自己の名義をもって経営を行い、他人に経営を行わせてはならない。

(立入調査)

第25条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、墓地等の経営者その他の関係者から必要な報告を求め、職員に墓地等の構造設備、帳簿、書類その他の必要な物件の調査（以下この条及び次条において「立入調査」という。）をさせることができる。

2 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第26条 市長は、経営申請者若しくは変更申請者又は墓地等の経営者その他の関係者が

この条例若しくは規則に違反したと認められるとき又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これらの者に対し、必要な勧告をすることができる。

(命令)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地等の経営者その他の関係者に対し、墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができる。

- (1) 墓地等の経営者その他の関係者が正当な理由がなく前条の規定による勧告に従わないとき。
- (2) 墓地等の経営者が偽りその他不正の手段により経営の許可又は変更の許可を受けたとき。
- (3) 墓地等の経営者以外の者が実質的に墓地等を経営していると認められるとき。
- (4) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要があると認めるとき。

(公表)

第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 墓地等の経営者その他の関係者の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 命令の内容及び当該命令に従わない旨
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可の取消し)

第29条 市長は、墓地等の経営者又は管理者がこの条例に違反したとき又は正当な理由がなく墓地等の正常な経営が行われなときは、当該墓地等の経営の許可を取り消すことができる。

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に経営の許可を受けている墓地等及び第16条第1項の規定による申請に相当する申請をしている墓地等の経営の許可に係る経営者、設置場所及び構造設備の基準並びに手続については、この条例の規定は、適用しない。